

令和 5 年度 税制改正 要望事項（新設・**拡充**・延長）

（文部科学省 高等教育局 私学部 私学行政課 私学共済室）

項目名	出産費及び家族出産費の支給額の見直しに伴う税制上の所要の措置										
税目	所得税、国税徴収法										
<p>要 望 の 内 容</p>	<p>出産費及び家族出産費に対する所得税等について、私立学校教職員共済制度の加入者である私立学校教職員等の生活の保障または生活の安定を図るため、令和 4 年度に出産費及び家族出産費の支給額を見直す場合において、令和 5 年度以降の出産費及び家族出産費について、引き続き、公租公課の禁止及び差し押さえ等の禁止の措置を講じる。</p> <p>私立学校教職員共済法（昭和 28 年法律第 245 号）（抄） （非課税）</p> <p>第五条 この法律に基づく給付として支給を受ける金品のうち、退職年金及び職務遺族年金並びに休業手当金以外の給付については、これを標準として、租税その他の公課を課さない。</p> <p>国家公務員共済組合法（昭和 33 年法律第 128 号）（抄） （給付を受ける権利の保護）</p> <p>第四十八条 この法律に基づく給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。ただし、退職年金若しくは公務遺族年金又は休業手当金を受ける権利を国税滞納処分（その例による処分を含む。）により差し押さえる場合は、この限りでない。</p> <p>※私立学校教職員共済法第 25 条において準用</p> <table border="1" data-bbox="874 1339 1489 1505"> <tr> <td>平年度の減収見込額</td> <td></td> <td>— 百万円</td> </tr> <tr> <td>（制度自体の減収額）</td> <td>（</td> <td>— 百万円）</td> </tr> <tr> <td>（改正増減収額）</td> <td>（</td> <td>— 百万円）</td> </tr> </table>		平年度の減収見込額		— 百万円	（制度自体の減収額）	（	— 百万円）	（改正増減収額）	（	— 百万円）
平年度の減収見込額		— 百万円									
（制度自体の減収額）	（	— 百万円）									
（改正増減収額）	（	— 百万円）									

<p>新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由</p>	<p>(1) 政策目的      私立学校教職員共済制度の加入者である私立学校教職員等の生活の保障または生活の安定を図ることができる。</p> <p>(2) 施策の必要性      出産費及び家族出産費を含めた保険給付は、加入者である私立学校教職員等の生活の保障または生活の安定を図るために支給されるものであるため、私立学校教職員共済法第5条等に基づき非課税等（注）となっている。      （注）健康保険制度と同様。</p> <p>これまでと同様、引き続き、加入者である私立学校教職員等の生活の保障または生活の安定を図るため、増額部分についても所要の措置を講じる必要がある。</p>
--	--

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	
		政策の達成目標	
		租税特別措置の適用又は延長期間	
		同上の期間中の達成目標	
	政策目標の達成状況		
	有効性	要望の措置の適用見込み	
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	
		予算上の措置等の要求内容及び金額	
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	
要望の措置の妥当性			

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</p>	<p>租税特別措置の適用実績</p>	
	<p>租特透明化法に基づく適用実態調査結果</p>	
	<p>租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)</p>	
	<p>前回要望時の達成目標</p>	
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>実績なし。</p>	